]   酒類業組合法(抄)	酒類業組合法施行令(抄)	酒類業組合法施行規則(抄)
<b>6</b> 昭和二十八年二月二十八日号外法律第七号	昭和二十八年三月四日政令第二十八号	昭和二十八年三月六日大蔵省令第十一号
最終改正 平成十八年法律第十号	最終改正 平成十八年政令第百三十号	最終改正 平成十八年財務省令第四十号
(酒類の表示の基準)	(表示の基準)	(権限の委任)
<ul><li>第八十六条の六 財務大臣は、前条に規定するもののほか、酒</li></ul>	第八条の四 法第八十六条の六第一項に規定する政令で定める	第二十条 財務大臣は、法、令及びこの省令の規定に基づ
類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の	事項は、次に掲げる事項とする。	く財務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるもの以外の
表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、	一 酒類の製法、品質その他これらに類する事項	ものは、国税庁長官に委任する。
品質その他の政令で定める事項の表示につき、酒類製造業者	二 未成年者の飲酒防止に関する事項	法第四十三条第一項(法第八十三条において準用す
又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることがで	三 酒類の消費と健康との関係に関する事項	る場合を含む。)の規定による協定の設定又は変更の
きる。		認可
2 財務大臣は、前項の規定により酒類の表示の基準を定めた		二 法第四十五条(法第八十三条において準用する場合
ときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。		を含む。)の規定による協定の変更命令又は認可の取
3 財務大臣は、第一項の規定により定められた酒類の表示の		消
基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるとき		三 法第八十四条第一項から第三項までの規定による酒
は、その者に対し、その基準を遵守すべき旨の指示をするこ		税保全のための勧告又は命令
とができる。		四 法第八十五条の規定による国税審議会への諮問
4 財務大臣は、前項の指示に従わない酒類製造業者又は酒類		五 法第八十六条の規定による基準販売価格の設定、変
販売業者があるときは、その旨を公表することができる。		更及び廃止
		六 法第九十条の規定による解散命令(中央会及び全国
(酒類の表示に関する命令)		を地区とする酒類業組合に対するものに限る。)
第八十六条の七 財務大臣は、前条第三項の指示を受けた者が		七 法第九十四条の規定により公正取引委員会に協議
その指示に従わなかつた場合において、その遵守しなかつた		し、又はその財務大臣に対する処分の請求を受けるこ
表示の基準が、同条第一項の表示の基準のうち、酒類の取引		と。
の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正		2~3 (略)
化を図る必要があるものとして財務大臣が定めるもの(以下		
「重要基準」という。)に該当するものであるときは、その		
者に対し、当該重要基準を遵守すべきことを命令することが		
できる。		
(国税審議会への諮問)		
第八十六条の八 財務大臣は、第八十六条の六第一項の規定に		
より酒類の表示の基準を定めようとするとき、又は前条の規		
定により重要基準を定めようとするときは、あらかじめ、国		
脱審議会に諮問しなければならない。		